

動物実験施設における新型コロナウイルス感染症等への段階的緊急時対応計画

山口県立大学動物実験施設（以下、施設）における新型コロナウイルス感染症等への緊急時の対応について、以下のとおり定める。

本 紙：基本対応【感染を回避するための予防策】

別紙 1：実験動物に関する知識及び経験を有する教員で、実験動物の管理を担当する者（以下「実験動物管理者」という。）及び実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する教職員（以下「飼養者」という。）が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合、もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応

別紙 2：教育訓練を受講した教員及び学生（以下「動物実験実施者」という。）が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合、もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応

別紙 3：緊急事態宣言発令時の対応

基本対応【感染を回避するための予防策】

施設を使用する教員及び学生での感染の発生や蔓延の予防策として、以下の事項を遵守すること。

- 施設を使用する教員及び学生は、各自出勤・通学前に体温を計測し、毎日健康記録（体温、咳・痰、呼吸困難（息苦しさ）、鼻汁・鼻閉、咽頭痛、頭痛、下痢、倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状の有無）をつけること。
- 37.5℃以上の発熱、咳等の風邪症状が認められる場合には、所属長に連絡のうえ出勤・通学しないことを徹底すること。
- 37.5℃以上の発熱や咳等の風邪症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が4日以上続いている状態（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）が認められた場合にあつては、解熱後5日以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、このような状況が解消した場合であっても、引き続き健康状態に留意すること。
- 上記に該当する教員及び学生については、所属長に1日1回報告し、確実な把握を行うよう努めるとともに、出勤・通学の可否については所属長の指示に従うこと。
- ミーティングは、可能な限りメールやWebでの開催で代替する。やむを得ず対面で開催する場合は、マスクを着用のうえ2m以上の間隔をあけて会話し、できるだけ短時間（15分以内）で終わらせる。ミーティングを行う部屋は、窓を開けるなど換気を十分

に確保する。

- 飼育室等の飼育管理区域内では、通常どおりマスク・手袋・白衣の着用等の標準予防策をとっており、濃厚接触とならない。しかし、同一室内での作業は、できるだけ少人数かつ短時間で終了するよう努める。

【緊急事態宣言発令への備え】

- 少人数・短時間の勤務で対応できるよう、現在飼育中の動物の維持に必要な最小限の業務内容（給餌・給水、必要最小頻度の床敷交換、室内の清掃・消毒、最低限の飼育器材の洗浄・滅菌作業など）をあらかじめ決定しておく。
- 最少人数での飼育管理作業の分担に備え、担当以外の動物種の飼育管理、機器操作、施設管理、処置等に対応できるように、作業手順の簡易マニュアル作成や訓練を行う。
- 必要な物資を調達し、手元に備蓄を確保する。
 - 飼料・水・床敷（交換頻度を減らせる高吸水性床敷など）
 - 洗浄剤、消毒薬
 - 個人防護具
- 緊急事態宣言発令などの非常時には、大学の新型コロナウイルス感染防止危機対策本部（以下「対策本部」という。）と緊密に連絡をとり対応する。

別紙 1

実験動物管理者及び飼養者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合、もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応

1. 実験動物管理者及び飼養者の就業の規制

- (1) 次の①②のいずれかに該当する者は、対策本部長の指示により就業の停止および自宅待機とする。
 - ① 新型コロナウイルス感染症陽性と判定された者
 - ② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者*として特定された者

* 濃厚接触者の定義：陽性者と同じ室内において、マスクなしで、概ね15分以上、2m以内で会話をしていた者
- (2) 就業の禁止および自宅待機の期間は、大学の方針に従い、原則 14日間とする。
この期間に新たな感染者等が発生した場合は、期間延長について検討する。
- (3) 業務への復帰は、大学の方針に従い、対策本部長が判断する。

2. 実験動物管理者及び飼養者の就業上の注意

- (1) 就業禁止対象者以外は、健康状態の把握に努め感染防止に留意して施設業務を遂行する。
- (2) 入退館時における手洗い、手指の消毒を徹底するとともに、施設内では（飼育管理区域以外でも）マスクを着用し、手洗い、手指消毒を励行する。

3. 業務内容の変更

(1) 業務体制

動物飼育に係る業務を最優先に行う。

本学の実験動物管理者および飼養者全員が就業禁止及び自宅待機となった場合に備えて、安楽死の処置等による飼育動物数の削減について協議するとともに、その他の教員及び実習助手で最低限の飼育業務が行えるよう、必要な措置を講じる。

(2) 各種業務

1) 飼育管理（一般飼育区域）

原則14 日間は、ケージ交換を行わない。繁殖動物や多尿モデル動物が収容されたケージ等、交換が必要と判断された場合に限り実施する。

給餌・給水作業は、通常どおり実施する。

飼育室等の清掃・消毒作業は、通常どおり実施する。

飼育器材の洗浄・滅菌は、給水瓶は通常どおり実施するが、ケージ・ケージトップ

の交換は行わず、洗浄・滅菌も原則として実施しない（14日間）。

2) 繁殖業務

新たな交配は停止する。

離乳、個体識別処置、安楽死、動物の移動は通常どおり実施する。

3) その他の業務

動物の搬入および学外搬出に係る業務は停止する（最大14日間）。

検疫業務は停止し、検疫中の動物については飼育作業のみを行う（最大14日間）。

微生物検査業務は停止する（最大30日間）。

動物飼育区域に加え、居室・廊下等の一般区域、ドアノブ・スイッチ等の施設設備の消毒作業を行う。

4. 施設の使用制限

(1) 施設への立ち入り

1) 動物実験実施者

施設の入館は妨げない。ただし、発熱等の症状がある場合は、施設の使用を控える。

入退館時における手洗い、手指の消毒を徹底する。

2) 納品業者等学外者

原則、施設の入館を停止する。納品や故障トラブル等の目的で来館する場合は、メール等で事前調整を行う。

利用者持込機器類の設置やメンテナンスでの施設の立ち入りは、原則停止する。

(2) 動物実験の実施

1) 施設の利用開始

新規に施設利用を開始するための手続きは停止する。

新規の実験開始は、原則停止する。

2) 現在進行中の実験の継続

現在進行中の実験の継続は妨げない。ただし以下の事項について制限を設ける。

① 動物の搬入

施設への動物の搬入は停止する。

実験動物取扱業者への動物の発注を停止する。

直近 3 週間以内に予定されている動物の納品は、原則としてキャンセルする。

② 動物の搬出

動物実験実施者による施設からの動物の搬出は妨げない。

別紙 2

動物実験実施者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合、もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応

感染の拡大防止の為、動物実験実施者の入館制限と動物実験の実施を以下のとおり変更する。

1. 施設の入館制限

(1) 施設の入館禁止

- i 次の①②のいずれかに該当する者は、施設入館禁止の対象とする。
 - ① 新型コロナウイルス感染症と判定された者
 - ② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された者
- ii 入館禁止の期間は、大学の方針に従い、原則14日間とする。
この期間に新たな感染者等が発生した場合は、期間延長について検討する。
- iii 入館の許可は、大学の方針に従い、対策本部長が判断する。

(2) 施設の入館制限

感染者等が発生した動物実験計画の責任者と施設の使用について協議する。
当該研究分野関係者の施設の立ち入りは最小限に止める。

(3) その他の動物実験実施者

- 1) 上記以外の実験計画を行っている動物実験実施者に対しては、施設の入館制限を行わない。ただし、発熱等の風邪症状がある場合は、施設の使用を控えること。
- 2) 入退館時における手洗い、手指の消毒を徹底する。
通常時と同様に、標準予防策（マスク・手袋・白衣の着用）をとって飼育管理区域に入室する。

(4) 納品業者等学外者

原則、施設の入館を停止する。納品や故障トラブル等の目的で来館する場合は、メール等で事前調整を行う。
利用者持込機器類の設置やメンテナンスでの施設の立ち入りは、原則停止する。

2. 動物実験の実施

(1) 感染者等が発生した動物実験計画について

- 1) 当該実験計画における動物実験実施者の不足等により、実験の継続が困難となった場合は、実験の停止を含めた対応等について、当該実験計画の責任者と協議する。
 - 2) 動物実験実施者の不足等により、実験動物の飼育管理が困難となった場合は、当該実験計画の責任者との協議に基づき、他の実験計画における動物実験実施者が飼育作業を行う。また、飼育動物数の削減についても協議する。
- (2) 上記以外の実験
- 感染者等が確認されていない動物実験計画については、実験の実施は妨げない。
3. その他
 - 1) 動物飼育区域に加え、廊下等の一般区域、ドアノブ・スイッチ等の施設設備の消毒作業を行う。

別紙3

緊急事態宣言発令時の対応

緊急事態宣言の目的は、同居家族以外との接触の機会を極力減らし、これにより感染拡大を防ぐことである。勤務の停止や一部制限に備え、緊急事態宣言の発令地域に指定された際の対応について以下のとおり定める。

1. 事前準備

- (1) 少人数・短時間の勤務で対応できるよう、現在飼育中の動物の維持に必要な最小限の業務内容（給餌・給水、必要最小頻度の床敷交換、室内の清掃・消毒、最低限の飼育器材の洗浄・滅菌作業など）をあらかじめ決定しておく。
- (2) 最少人数での飼育管理作業の分担に備え、担当以外の動物種の飼育管理、機器操作、施設管理、処置等に対応できるように、作業手順の簡易マニュアル作成や訓練を行う。
- (3) 必要な物資を調達し、手元に備蓄を確保する。
 - 飼料・水・床敷（交換頻度を減らせる高吸水性床敷など）
 - 洗浄剤、消毒薬
 - 個人防護具
- (4) 緊急事態宣言発令などの非常時には、対策本部と緊密に連絡をとり対応する。

2. 動物実験実施者の業務配置

- (1) 動物実験実施者間でウイルス感染する可能性を最小限に抑えるため、動物実験実施者を2グループ以上に分け、グループごとに施設利用日または利用時間帯を限定する。
- (2) 動物実験実施者のグループ分けを行い、連絡手順と連絡網を確認、更新、周知する。グループ編成は、居住地域・交通手段などを考慮して偏りがないようにする。
- (3) 原則としてグループ編成は固定とし、グループ内で感染者や濃厚接触者が出た場合には、大学の方針に基づき、対策本部長の指示で該当グループは出勤停止・自宅待機とする。
- (4) 外出制限等の緊急事態宣言の発令時に動物実験実施者が施設を利用できるよう考慮し、対策本部長に情報を通知する。

3. 長期化に向けた対応

- (1) 長期化に備え、動物の飼育管理作業の段階的変更、あるいは動物の個体数を減らす場合の決定方針を定める。
 - ケージ交換や洗浄滅菌の頻度の削減、ケージ洗浄の不定期化、飼料・飲水・床敷の追加だけの実施など
 - 優先的に保存する必要がある系統の繁殖用ストックや長期研究に使用中の動物を

特定し、安楽死の優先度を事前に検討する。

(2) 飼育管理の継続ができなくなった場合を想定した安楽死の計画を立てる。

-安楽死を実施する人員

-安楽死の方法

-安楽死させた動物の保管場所と廃棄方法

-緊急時の動物の安楽死に関わる事項の委員会や学長への報告体制